

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和3年4月8日(木) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市議会棟2階予算決算委員会室

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は、年度初めの大変お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の総会は私たち、第24次農業委員にとってみまして最後の総会でございます。この3年間、委員の皆様のご多用の中で、おかげで熊本市農業委員会は大変充実した活動ができましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画が主なものになっております。本日の総会がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、本総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、
会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第4の
議事録署名者及び書記の指名をいたします。本日の議事録署名者には、
6番の谷口憲治委員と9番田上泰則委員を、書記に事務局の若松節治
参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請
から第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の6件で
ございます。

それでは、初めに第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申
請、33件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法
第3条2項の判断基準により、地区委員会の協議状況の報告をお願い
いたします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番から3番までにつきまして、地区委員会での協議状況をご報告
いたします。

1番は、経営拡張のため所有権移転する申請です。申請地には許可
後、露地野菜を作付されるということです。

2番と3番は関連で、経営拡張のため親子間で使用貸借権を設定す
る申請です。申請地には許可後、芝を作付されるということです。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項
各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果
でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございました
が、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。
議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次に4番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

4番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜、ミカンを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜、施設野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

7番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ナスを栽培されている農家で、申請地にはナスを作付される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ミカンを栽培されている農家で、申請地には水稻、ミカンを作付される計画です。

9番は、新規就農として賃貸借権設定の申請です。借人は許可後、申請地にて露地野菜を栽培される計画です。借人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行い、新規就農の要件を満たしていることを確認いたしました。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、4番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

10番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農地所有適格法人で、所有地にはミカンを作付される計画です。

12番と13番は関連で、親戚へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、10番から13番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

14番から15番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ネギを栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、キャベツを栽培されている農家で、農地所有適格法人で許可後は水稲を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、14番から15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、16番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

16番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番から18番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、16番から18番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、19番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

19番は、第三者へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、トマトを作付されており、許可後はトマトを作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、19番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
それでは、20番。

11番 網田 稔委員

11番委員、網田です。

20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、孫へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、牧草、露地野菜を作付されており、許可後は牧草を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、20番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

21番から24番について、地区委員会での協議状況について報告いたします。

21番は、医療法人による農地の取得で、所有権移転の申請です。取得後は作業療法として屋外での農作業体験を通した患者さんのひきごもり予防や体力づくりのための圃場として利用される計画です。なお、今回の譲受人は医療法人になりますが、取得目的が業務の運営に必要な施設の用に供するため、医療法人が農地を取得する場合に該当することから、例外的に許可は可能と判断いたします。

22番は、所有権移転の申請で、国道3号、植木バイパスの事業用地として所有農地を譲渡されるため、その農地の代替地として取得されるものです。譲受人は水稻、ジャガイモ、タマネギを栽培されており、許可後はジャガイモを作付される予定です。

23番は、所有権移転により甥へ贈与される申請です。譲受人は水稻を栽培されており、申請地にも水稻を作付される予定です。

24番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、スイカ、花を栽培されており、許可後、申請地には水稻を作付される予定です。

以上4件、先日の地区委員会において協議し、21番は不許可の例外規定に該当するものとして、また残り3件については農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものとして、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、21番から24番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、25番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野です。

25番から33番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は水稻などを栽培されており、許可後については白菜、カボチャを作付される予定であります。

26番と27番は関連で、農地所有適格法人として農業に参入されるもので、申請地8筆、合わせまして11,792㎡に賃借権を設定される申請であります。なお、借受人は先日、地区委員会に出席いただき、聞き取り調査を行ったところ、許可後、既存のハウスを利用したキュウリ、ナス等の栽培を予定されているなど、権利取得後の営農計画について特に問題はないものと判断いたしております。

28番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請であります。借受人は水稻を栽培されており、許可後も水稻を作付する予定であります。

29番につきましても、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借受人は水稻を栽培されており、許可後も水稻を栽培される予定であります。

30番は経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は水稻、露地野菜などを栽培されており、許可後は露地野菜を作付する予定であります。

31番も経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はギンナンを栽培されており、許可後もギンナンの作付を予定されております。

32番は、経営拡張のための貸借権設定の申請であります。借受人は水稲、スイカ、ベビーリーフ等を栽培されている法人で、許可後はベビーリーフを作付される予定であります。

33番は、甥へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、カボチャを栽培されており、許可後は水稲を作付される予定であります。

以上9件、先日の地区委員会で検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議いたしました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、25番から33番まで、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

1番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、通路への転用申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。申請地につきましては、数年前に相続されたものですが、同時に相続された宅地への通路が狭かったため、許可を得ないまま転用されており、申請人に当たりましては始末書が提出されております。土地の利用状況は相続当時、2mから3mほどだった通路をおよそ4mに拡幅して利用されておまして、現地の状況から転用面積57㎡は妥当な面積と判断いたしました。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請で
ございまして、27件でございます。地元委員の報告に当たりまして
は、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願い
いたします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告します。

1番は、運送業を営む法人が所有権移転し、通路へ転用する申請で
す。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。
代替地検討については事業計画書に記載されております。土地利用計
画は、隣接する会社の駐車場への出入口として利用される計画で、転
用面積としては適正なものと判断いたしました。資力、信用等、転用
行為の確実性が認められ、また周辺農地への営農条件に支障を生ずる
おそれはないものと判断されます。工期は令和3年8月31日までの
予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、
立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの
協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この
件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、2番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、自動車販売業を営む申請人が賃借権設定による自動車展示場への転用許可申請です。申請地のうち500㎡について、平成28年に敷地拡張の許可を取得されたところですが、展示場所が不足するとして今回、残りの488㎡について再度申請されました。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当すると判断しました。土地利用計画は既存自動車展示場1,501㎡に対して、今回の申請面積488㎡を拡張し、普通自動車11台分の展示場及び作業スペース、転回スペースとして使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年5月5日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

3番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、所有権移転による敷地拡張の転用許可申請です。申請地は、中山間地の広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は申請地に簡易置物、ウッドデッキを設置するなど、住宅の一部として活用するもので、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年6月30日までを予定されおり、

許可後は速やかに着手されることと確認しております。

4番は、認可地縁団体である地元自治会から所有権移転による防火水槽及び駐車場への転用許可申請です。なお、自治会が防火用水及び駐車場を整備することについては総会の議決を得ていることを確認しております。申請地は、中山間地の広がりのない小集団の農地のため、第2種農地と判断され、代替地について検討されております。土地利用計画は、申請地に防火用水及び消防車両3台分の駐車場を整備する計画で、転用面積としては適正なものだと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年5月30日まで予定されており、許可後は速やか着手されることを確認しております。

5番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。申請地は、中山間地の広がりのない小集団の農地のため、第2種農地と判断され、代替地について検討されております。土地利用計画は、転用面積472㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟を建築されるということで、転用面積としては適正なものだと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年3月31日までを予定されております。許可後は速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、3番から5番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

6番から10番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

6番は、肥料、農薬並びに農産物などの販売を営む法人が賃借権設定による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の

広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で申請書を供することが必要であると認められるもの、かつ第1種農地の面積が全体の土地の面積の3分の1を超えないものに該当すると判断されます。土地利用計画は、転用面積419㎡に大型車3台及び普通車5台の駐車場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年12月20日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

7番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積291.72㎡のうち転用面積200㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和4年5月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

8番、9番は関連で、土木工事業を営む法人が所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積645.87㎡のうち転用面積255㎡に支柱7,900本及び手すり4,200本、踏板3,000枚の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年5月20日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

10番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積1796.40㎡のうち転用面積1751㎡に建て売り住宅、木造平屋建て6棟の計画で、

転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和4年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上5件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、6番から10番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

11番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、所有権移転による貸駐車場への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、建設業を営む譲受人が現在使用している資材置場兼駐車場が事業拡大により手狭になり、効率化を図るため会社にも近い申請地を選定したものであり、転用面積1,043㎡に油圧ショベル2台、ユニックつき運搬車2台、ダンプトラック7台、従業員駐車場10台分の駐車場を整備し、譲受人が経営する法人へ貸し付ける計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等とも問題ありません。工事計画は令和4年4月30日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

12番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地

と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積313.67㎡、転用面積286㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。なお、以前より申請地の一部を宅地として使用されており、無許可で使用していたことに対し、深く反省する旨の始末書が提出されております。工事期間は令和4年5月30日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

13番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積338㎡に個人住宅、ガルバリウム鋼板葺2階建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和3年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、11番から13番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

14番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、農地を所有権移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造平屋建て住宅1棟、建築面積92.53㎡を建築される計画です。妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課と事前協議中のことです。工事計画は令和4年3月31日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

15番と16番は関連で、建築業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。建築条件付売買予定地とは平成31年3月に新たに創設された制度です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積1,755.45㎡に建築条件付売買予定地7区画を整備される計画です。転用面積としては妥当なものだと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課と事前協議中のことです。工事期間は令和5年12月31日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

17番は、不動産の売買等を営む法人が農地を所有権移転し、建築条件付売買予定地、公衆用道路、公園、排水施設へ転用する申請です。建築条件付売買予定地とは平成31年3月に新たに創設された制度です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積3,928.23㎡に建築条件付売買予定地14区画、公衆用道路、公園、排水施設を整備される計画であり、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事計画は令和4年12月31日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上4件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、14番から17番までについて地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、17番については転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議に意見を聴取することといたします。
続きまして、18番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

18番から21番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、神殿用地へ転用するための所有権移転の申請です。農地区区分は生産性の低い小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地36㎡に神殿1棟を建築するもので、転用面積として適正な面積と判断いたします。事業計画の内容等から転用の確実性が認められ、また、転用による周辺農地への影響もないものと思われま。工事期間は許可日から令和3年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

19番、20番は関連で、所有権移転による農家住宅への転用申請です。農地区区分は10ha以上の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断されます。第1種農地の転用は原則不許可ですが、今回の申請は集落に接続して住宅を建築するものであることから、許可は可能と判断いたします。また、土地の選定に当たっては代替地検討もなされております。なお、今回の申請は国道3号、植木バイパスの事業用地として既存の住宅が収用されるに伴い、建て替えられるもので、土地利用計画は、申請地745.11㎡に木造平屋建て住宅1棟及び農業用倉庫1棟を建築される計画で、転用面積は妥当なものと

判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題はなく、転用の確実性が認められるとともに転用による周辺農地への影響もないものと思われま。工事期間は許可日から令和3年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

21番は、賃貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区区分は、生産性の低い小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地446㎡に鉄筋コンクリート造り平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は妥当なもの判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題はなく、転用の確実性が認められるとともに転用による周辺農地への影響もないものと思われま。工事期間は許可日から令和4年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は集落内開発制度指定区域内で、開発許可が必要となりますが、現在、事前審査手続中です。

以上4件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、18番から21番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、22番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

22番から27番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

22番は、所有権移転の申請で、土木工事業を営む個人からの資材置場への転用申請です。農地区区分は、10ha以上の規模の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、申請が申請地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから不許可の例外に該当するもの判断いたします。土地利用計画は、申請地1，

479㎡に砕石、コンクリート二次製品、型枠などの工事用資材置場のほか、進入路を整備し、利用する計画で、転用面積は妥当なものと判断いたします。事業計画書、資金証明書などから転用の確実性が認められ、周辺農地への影響もないものと思われます。工事計画は許可日から令和3年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

23番は、太陽光発電事業を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地1,232㎡に太陽光発電パネル324枚、発電容量90.72kWを設置する計画で、転用面積は妥当なものと判断いたします。資金証明書、経済産業省の設備認定通知書及び電力会社からの工事費負担金請求書などもそろっており、転用の確実性が認められるとともに周辺農地への影響もないものと思われます。工事計画は許可日から令和3年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

24番は、所有権移転の申請で駐車場への転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、申請地161㎡を自家用、来客用合わせて5台分の駐車場として利用する計画で、転用面積は妥当なものと判断いたします。事業計画書、資金証明書などから転用の確実性が認められ、周辺農地への影響もないものと思われます。工事計画は許可日から令和3年5月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

25番と26番は関連です。アスファルトの販売などを営む法人が賃借権を設定し、通路へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地392㎡を事業所内に新たに整備する駐車場と市道を結ぶ通路として利用する計画で、転用面積は妥当なものと判断いたします。事業計画書、資金証明書などから転用の確実性が認められ、周辺農地への影響もないものと思われます。工事計画は許可日から令和4年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

27番は、太陽光などを利用した発電業務及び電力の販売などを営む法人が所有者移転して太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申

請地 7 6 7 m²に太陽光発電パネル 1 2 0 枚、発電容量 6 0 k Wを設置する計画で、転用面積としては妥当と判断いたします。資金証明書、経済産業省の設備認定通知書及び電力会社からの工事費負担金請求書などもそろっており、転用の確実性が認められるとともに周辺農地への影響もないものと思われます。工事計画は許可日から令和 3 年 1 2 月 1 5 日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上 6 件、先日の地区委員会において現地で調査を行い、立地基準及び一般基準について検討した結果、転用許可基準を満たしており、申請は妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、2 2 番から 2 7 番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第 4 号議案及び第 5 号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　では、事務局よりご説明いたします。第 4 号議案、第 5 号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。

まず、第 4 号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（1 号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細 1 7 ページの 1 番から 2 3 ページの 1 6 番までの合計 1 6 件で、1 番から 6 番までの 6 件が公社からの売渡し、7 番から 1 5 番までの 9 件が公社による買取り、1 6 番が相対による所有権移転です。面積は 1 6 件合わせまして、田の 3 2, 7 3 8 m²、畑 1 5, 3 9 0 m²の合計 4 8, 1 2 8 m²で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規の設定分です。明細 2 4 ページ、1 7 番から 8 2 ページの 1 6 3 番までの合計 1 4 7 件で、契約期間別では 6 年未満が 7 6 件、6 年以上 1 0 年未満が 1 件、1 0 年以上が 7 0 件で、面積は 1 4 7 件合わせまして、田の 3 2 0, 8 3 9. 4 6 m²、畑 8 2, 3 2 7. 9 1 m²、合計 4 0 3, 1 6 7. 3 7 m²です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、露地野菜、施設野菜、

果樹、花卉、麦、大豆、その他です。

続きまして、再設定分です。明細の83ページの164番から102ページの209番までの合計46件で、契約期間別では6年未満が42件、10年以上が4件で、面積は46件合わせまして、田の119,312㎡、畑31,877.82㎡の合計151,189.82㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、露地野菜、施設野菜、飼料作物、果樹、大豆、その他です。

続きまして、第5号議案になります。

103ページの表をご覧ください。

こちらは農地中間管理機構との貸借の新規の設定になります。明細の104ページの1番から130ページの54番までで、契約期間別では6年未満が29件、6年以上10年未満が1件、10年以上が24件で、面積は54件合わせまして、田の156,607.52㎡、畑32,338㎡の合計188,945.52㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物を予定しております。

以上の案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、4件でございます。地元委員の報告にあたりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地4筆について願出人自らが引き続き農業経営を行っているところを地元委員が確認しており、証明することには何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
続いて、2番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

2番と3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地3筆について、願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

3番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地9筆について、願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上2件、どちらも願出人自らが引き続き農業経営を行っており、証明することには何ら問題がないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、2番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、4番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

4番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

4番は、贈与税の納税猶予継続のため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地8筆につきましては地元委員による現地調査の結果、キュウリが作付されており、引き続き農地として適正に管理、耕作が行われていることを確認いたしました。

以上1件、先日の地区委員会で協議した結果、証明書の交付について何ら問題ないとの協議状況でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に次第6、報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。1番から10番までの合計255件となっております。件数のみ報告します。以上です。

議長 次に、次第7のその他ですが、事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、総務班からご報告をいたします。

資料のほうですが、左上をホチキス止めしています「令和3年度の農地等利用最適化推進施策を実現するための意見書」に向けた意見集約という資料をご覧ください。

こちらは県農業会議から依頼があったものでございまして、先月の総会でご説明いたしまして、各地区委員会で意見集約をお願いしたも

のでございます。事務局で作成しました案といただいたご意見を合わせまして、このような形で報告を作成いたしました。

内容については各地区委員会でご説明させていただいていると思いますので、項目のみを説明させていただきます。

まず、大きな1番で、農地利用の最適化推進のための農地対策の強化についてということで、(1)番の人・農地プランの実質化と農地利用の集積、集約化の推進について、現状の課題、問題点を2点挙げております。また、その課題、問題点を踏まえた見直しが必要な点ということで2点挙げております。(2)番は、遊休農地の発生防止、解消対策ということで、現状の課題、問題点を2点挙げております。次のページで、その見直しが必要な点について3点挙げております。

次に、大きな2番で、農地利用の最適化推進のための担い手対策の強化についてということで、(1)番の新規就農、新規参入の促進についての問題点を2点、見直しが必要な点を3点挙げております。(2)番の法人化等経営改善支援と経営継承対策ということで、課題、問題点を1点、次のページで見直しが必要な点についてということで3点挙げさせていただいております。(3)番の農業・農村における女性の参画促進ということで、現状の課題、問題点と見直しが必要な点をそれぞれ挙げております。

大きな3番は、中山間地域等の振興対策についてということで、こちらも課題、問題点、見直しが必要な点について挙げております。

最後のページになります。4番の大規模自然災害等への支援についてということで、こちらも課題と見直しが必要な点をこのような形で挙げております。最後に5番の信頼される農業委員会活動の強化対策について、こちらも課題と見直しの点について挙げております。その他の施策事項ところについては特に何も挙げておりません。

以上、この内容で農業会議へ意見集約の結果として報告させていただいてよろしいか、お諮りをいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、質問等ございませんか。

一　同 　　なし。

議長 　　それでは、これもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。お疲れさまでございました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

お疲れさまでございました。

事務局 ありがとうございます。

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後4時15分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年4月8日

議長 森 日出輝

署名委員 谷口 憲治

署名委員 田上 泰則

書記 若松 節治